

○飯田市議会におけるタブレット端末の使用に関する申し合わせ事項

令和3年2月17日 議会運営委員会 決定

(目的及び基本事項)

第1条 飯田市議会に配備された情報通信機器(以下「タブレット端末」という。)について、飯田市議会議員(以下「議員」という。)と飯田市議会事務局(以下「事務局」という。)が適切な使用を行うために必要な事項を申し合わせる。

- 2 事務局が、タブレット端末の使用の権限及び管理に関する業務を行う。
- 3 タブレット端末は、会議その他の議員活動等のため、議員がひとり1台を使用する。
- 4 議員は、タブレット端末を転貸し、又は譲渡してはならない。
- 5 議員は、タブレット端末の使用の権限がなくなったときは、直ちに事務局へ返却する。

(タブレット端末の取扱い)

第2条 議員は、タブレット端末を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用に心がける。

- 2 議員は、タブレット端末の紛失、破損等を発生させた場合又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るとともに、自己の費用をもってこれを補填し、又は修理しなければならない。
- 3 議員は、タブレット端末に不具合が生じたときは、事務局へ連絡し、その指示に従わなければならぬ。
- 4 事務局は、前項の規定による連絡を受けた場合において、修理が必要なときは、最善の策で対処する。

(タブレット端末の使用範囲)

第3条 議員は、タブレット端末を会議又は他の議員、職員及び市民との情報交換並びに事務連絡に活用することができる。

- 2 議員は、前項に掲げる活用のほか、議員活動のため、必要な情報の取得等、タブレット端末の積極的な活用に努めること。
- 3 議員と事務局との間における資料提供、各種通知、届出等(以下「資料提供等」という。)は、タブレット端末による電子データの送受信により行うものとする。ただし、タブレット端末による資料提供等の電子データの送受信が困難な場合は、この限りではない。

(タブレット端末の機能変更)

第4条 議員は、次に掲げるタブレット端末の機能を変更してはならない。

- (1) タブレット端末の改造、部品交換、拡張機器の追加等の機能の変更を行うこと。
- (2) インストールされているシステム及びO Sの削除を行う。
- 2 タブレット端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、事務局が確認したうえで行うこととし、会議その他の議員活動に必要なものに限定するものとする。
- 3 タブレット端末へ設定したパスコードを事務局へ報告して伝えておくこと。

(情報セキュリティ)

第5条 次に掲げる情報セキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) タブレット端末の使用に当たっては、適切に管理し、第三者に不正利用されないようにすること。
- (2) 情報の送受信においては、使用者が責任をもって行うこと。
- (3) タブレット端末には、原則として、個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）を保管しないこと。
- (4) 個人情報等の漏えい、タブレット端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、事務局へ報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (5) 差出人が不明なメールや不明なファイルは、ウイルス感染のおそれがあるため、開封せずに速やかに削除すること。
- (6) タブレット端末を返納する場合は、データを消去し、性能・機能の復元等を行うこと。

(費用負担)

第6条 タブレット端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 第2条第2項の規定により生じた費用
- (2) 第4条第2項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入に要した費用
- (3) 前条各号の規定に違反したことを原因として生じた費用
- (4) 市の施設以外でタブレット端末からインターネットへ接続するために必要な通信料その他の費用

(ペーパレス会議システム等の利用に関して)

第7条 ペーパレス会議システム及び連絡業務システムは、アカウントを持つ議員及び許可された職員が利用できる。

2 ペーパレス会議システム及び連絡業務システムの利用者は、使用パスワードについて責任をもって適正に管理すること。

(補則)

第8条 この申し合わせのほか必要な事項については、飯田市議会の会議等における情報通信機器の使用に関する規程と整合を取って対応する。

2 この申し合わせについては、必要に応じ、隨時見直す。
3 1年に1度はこの申し合わせ事項を確認するように努める。